

茨城県報

第 4 2 7 号

平成 5 年 3 月 4 日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●字の区域の変更(地方課)	1
●青少年に有害な興行の指定(県民生活課)	2
●救急医療協力病院及び診療所の指定及び指定の取消し(2件)(医療整備課)	3
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課)	4
●保安林の指定の解除(林業課)	4
●土地区画整理組合の設立の認可(都市整備課)	4
●土地区画整理組合の解散の認可(2件)(")	5
●都市計画事業の事業計画の変更の認可(5件)(公園街路課)	5
●都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)	7
●土地改良事業の適当決定(土地改良事務所)	8

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(2件)	8
------------------------------------	---

公 告

●筑南地方広域行政事務組合第一衛生センターごみ焼却施設整備事業に係る環境 影響評価書(環境管理課)	9
●都市計画案の縦覧(2件)(都市計画課)	10
●建築許可に関する聴聞(建築指導課)	11
●違反建築物に関する聴聞(")	12

正 誤

●平成 5 年 2 月 22 日付け茨城県報第 424 号中	12
--------------------------------------	----

告 示

茨城県告示第 233 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により下妻市長から同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成 5 年 3 月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

字桜塚に変更する区域

字中大 4300の2, 4301, 4304から4311, 4314

字中台 4295の3から4295の5まで, 4295の11, 4295の12

茨城県告示第234号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
499	映 画	<新日本映像ニュース> 新 人 O L 婦 人 科 検 診	新 日 本 映 像
500	〃	新 人 O L 婦 人 科 検 診	〃
501	〃	<新日本映像ニュース> 実相寺昭雄監督作品 私, なんでもします	〃
502	〃	実相寺昭雄監督作品 私, なんでもします	〃
503	〃	桃 尻 暴 発	大 蔵 映 画
504	〃	本 番 裏 快 楽	新 東 宝 映 画
505	〃	ホット・バスーカ 性態㊟調書	ニューセレクト
506	〃	アミューズメントSEX 回転木馬	〃
507	〃	<新日本映像ニュース> 痴漢電車 あなたとイキたい!	新 日 本 映 像
508	〃	痴漢電車 あなたとイキたい!	〃
509	〃	<新日本映像ニュース> 濡 れ 濡 れ 三 段 責 め	〃
510	〃	濡 れ 濡 れ 三 段 責 め	〃
511	〃	<新日本映像ニュース> 不 倫 妻 も っ と 激 し く	〃
512	〃	不 倫 妻 も っ と 激 し く	〃

513	映 画	ファタジック・デザイア 美畜の館	ニューセレクト
514	〃	スパークリング・ボディ 熟れた牝獣たち	〃
515	〃	㊟好色温泉昇天覗き風呂	新 東 宝 映 画

茨城県告示第235号

次の救急医療協力病院については、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第3条第1項各号に該当しないので、同規則第4条第1項の規定により、同規則第3条の指定を取り消した。

平成4年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
淀 縄 病 院	土 浦 市 大 町 1 1 - 3 4
田 中 病 院	石 岡 市 鹿 の 子 1 - 1 1 - 1 0

茨城県告示第236号

次の診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
淀 縄 医 院	土 浦 市 大 町 1 1 - 3 4
田 中 ク リ ニ ッ ク	石 岡 市 鹿 の 子 1 - 1 1 - 1 0

茨城県告示第237号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 麻生家具

2 建物の名称及び所在地

麻生家具 麻生店

行方郡麻生町麻生635-4外

茨城県告示第238号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡大野村大字浜津賀字南351の7

2 指定された目的 飛砂の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

茨城県告示第239号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき日立市折笠土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可したので同法第21条第3項の規定により公告する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 組 合 の 名 称 日立市折笠土地区画整理組合

2 事業施行期間 平成5年3月4日から平成9年3月31日まで

3 施 行 地 区 日立市折笠町字七長田、字赤坂、字遠下、字大作、字天神前、字高野内、
字上新旗の各一部

日立市川尻町字山神下、字天神谷の各一部

4 事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内

5 設立認可の年月日 平成5年3月4日

- 6 事業年度 初年度は設立認可の日から本年3月31日まで
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで

- 7 公告の方法 日立市の掲示板に掲示

~~~~~

**茨城県告示第240号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により川尻土地区画整理組合の解散を認可したので、同法第45条第4項の規定に基づき告示する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

茨城県告示第241号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により川尻駅東土地区画整理組合の解散を認可したので、同法第45条第4項の規定に基づき告示する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

**茨城県告示第242号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水海道市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和60年茨城県告示第1169号 水海道都市計画道路事業  
3・5・5号 宝町山田線
- 3 事業施行期間 昭和60年8月8日から平成8年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 な し
- ~~~~~

**茨城県告示第243号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 茎崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
研究学園都市計画公園事業  
6・5・501 茎崎運動公園
- 3 事業施行期間 昭和58年12月1日から平成10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第244号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 東海村
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和63年茨城県告示第1347号 水戸・勝田都市計画道路事業  
3・3・79号 東海駅五反田線
- 3 事業施行期間 昭和63年10月11日から平成6年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 な し

茨城県告示第245号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成元年茨城県告示第18号 水戸・勝田都市計画道路事業  
3・3・2号 中大野中河内線
- 3 事業施行期間 平成元年1月12日から平成8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 な し

---

**茨城県告示第246号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水戸市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成元年茨城県告示第19号 水戸・勝田都市計画道路事業  
3・3・1号 水戸南口停車場線
  - 3 事業施行期間 平成元年1月12日から平成8年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 な し
- 

**茨城県告示第247号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水海道市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
水海道都市計画下水道事業 水海道市公共下水道
  - 3 事業施行期間 平成3年5月14日から平成7年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 な し
    - (2) 使用の部分 茨城県水海道市内守谷町字鹿小路川端、字鹿小路後、字鹿小路裏、字鹿島下、字溜堤上、字溜井上、字溜井堤下、字溜井、字才出山神、字才土山根、字才槌前、字巢立山下、字奥山下、字奥山下仲及び字割間の各全部、字赤松前、字足軽、字西原、字南田、字新山、字鹿島脇、字鹿島向、字鹿小路、字長野入、字長野入前、字奥山、字奥山下根、字才土前及び字巢立山の各一部
-

## 茨城県告示第248号

常陸太田市藤田町519番地申請人藤田幸男から平成5年1月29日付けで認可申請のあった藤田地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成5年2月8日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成5年3月4日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

- 1 縦覧に供する書類 藤田地区土地改良事業共同施行規約の写し  
藤田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 平成5年3月5日から平成5年4月1日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 常陸太田市役所

~~~~~

（大規模小売店舗審議会）

茨城県大規模小売店舗審議会告示第10号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成5年3月4日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社カスミ、株式会社アロー
 - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミ玉造店
行方郡玉造町大字浜字板橋2007外
 - 3 閉 店 時 刻 午後8時
 - 4 休 業 日 数 年間20日
- ~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第11号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成5年3月4日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
トステムビバ株式会社
- 2 届出者の住所 埼玉県上尾市298-1
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
トステムビバ牛久店
牛久市大字猪子字前山828-5
- 4 開 店 日 平成6年3月1日
- 5 店 舗 面 積 2,528㎡
- 6 主として販売する物品の種類
雑貨、家庭用品外

公 告

●筑南地方広域行政事務組合第一衛生センターごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価書

筑南地方広域行政事務組合から提出のあった筑南地方広域行政事務組合第一衛生センターごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）について、茨城県環境影響評価要綱（昭和58年茨城県告示第591号）第13条の規定により次のとおり公告する。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 評価書の提出時期 平成5年2月22日
- 2 関 係 地 域 つくば市の全域
- 3 対象事業の名称、種類及び内容の概要
 - (1) 対象事業の名称 第一衛生センターごみ焼却施設整備事業
 - (2) 対象事業の種類 廃棄物処理施設の建設
 - (3) 事業内容の概要 ごみ焼却施設の建設（焼却能力 1日当り375トン）

4 対象事業の実施予定位置

つくば市上沢1番地

5 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 筑南地方広域行政事務組合
- (2) 代表者の氏名 管理者 木 村 操
- (3) 主たる事務所の所在地 つくば市春日1丁目9番地

6 評価書の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦 覧 期 間

平成5年3月4日から平成5年4月2日まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

(2) 縦 覧 時 間 午前9時から午後5時まで

(3) 縦 覧 場 所

場 所	所 在 地
つくば市保健衛生部環境衛生課	つくば市大字高野1197番地の20
筑南地方広域行政事務組合事務局	つくば市春日1丁目9番地
筑南地方広域行政事務組合 第一衛生センター会議室	つくば市上沢1番地

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画緑地保全地区を決定する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見を提出することができます。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類 緑地保全地区（上市緑地保全地区）

2 都市計画を定める土地の区域

水戸市三の丸1丁目、2丁目、3丁目の各一部

〃 金町1丁目、2丁目、3丁目の各一部

〃 北見町の一部

〃 愛宕町の一部

〃 文京町1丁目の一部

水戸市八幡町の一部

〃 八幡町字八幡下の一部

〃 松本町の一部

〃 松本町字松本の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 水戸市役所都市計画部都市計画課

4 縦 覧 期 間 平成5年3月4日から平成5年3月18日まで

~~~~~

岩井・境都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・16 松岡町・上小橋線

変更する部分

境町字松ノ岡、字末広、字三町歩、字清水、字清水台、字六夜塚

境町大字上小橋字長五郎分の各一部

追加する部分

境町大字上小橋字長五郎分の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 境町役場

3 縦 覧 期 間 平成5年3月4日から平成5年3月18日まで

~~~~~

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 聴 聞 期 日 平成5年3月10日（水）午前10時30分

2 聴 聞 場 所 那珂郡東海村舟石川字大山台572-1

3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。

物品販売店舗の新築

- 4 申請者住所氏名 西茨城郡岩瀬町大字岩瀬246-1
マルカワ商事株式会社 代表取締役 川那子 し げ
- 5 建築物構造規模 鉄骨造1階建 新築
申請延面積 4,829平方メートル
- 6 敷 地 面 積 12,463平方メートル
- 7 建築物の位置 那珂郡東海村舟石川字大山台572-1 外4筆

●違反建築物に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第4項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成5年3月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 平成5年3月10日（水）午後1時30分
- 2 聴 聞 場 所 水戸市三の丸1-5-38
県庁付属庁舎2階 第1会議室
- 3 聴 聞 事 項 建築基準法第48条第1項の規定に違反しカラオケハウスを建築した件
- 4 処 分 内 容 カラオケハウスの使用禁止
- 5 被 聴 聞 者 竜ヶ崎市庄兵衛新田282-40
株式会社山水商事 代表取締役 東 郷 文 子
- 6 違反建築物の位置 牛久市牛久町字蛇喰654-42

正 誤

●平成5年2月22日付け茨城県報第424号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から21	水戸市役所	水戸市役所、内原町役場

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)